

令和 8 年度

防災・安全交付金（舗装修繕）及び
県単舗装道路修繕合併工事（奥野）

特記仕様書

一般国道 409号

市原市 奥野

千葉県市原土木事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から 1 0 0 日間とする。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	6 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0. 7 8
その他の作業不能日	0 日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：3 9 日間／年間
- ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：8 日間／年間
(少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)
(過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観

測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

- 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	全工種

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

- 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導員を配置するものとする。
なお、工事中に配置する交通誘導警備員は有資格者を1名以上配置すること。

	昼間作業	摘 要
舗装工事中連続的に勤務する人員	3人	片側交互通行（交代要員含む）
区画線工事中連続的に勤務する人員	2人	片側交互通行（交代要員含まない）

- その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第5条 建設副産物

- 共通事項
 - 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施

工計画書に含め各 1 部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後 5 年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 1 0 0 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材（2 4 3. 1 t）は、市原市今富地先、片道

運搬距離 15.0 km の香取緑化建設㈱（受入れ時間 8 時 00 分～ 17 時 00 分）に運搬し、処理するものとする。

3. 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) アスファルト塊（392.6 t）は、長柄町針ヶ谷地先、片道運搬距離 7.2 km の太陽建設(株)ながら合材センター（受入れ時間 8 時 00 分～ 17 時 00 分）に運搬し、処理するものとする。

第 6 条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第 2 章 材 料

第 7 条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材 料 名	提出	検 査		摘 要
		品質	数量	
アスファルト混合物	○			事前審査制度の認定混合物を除くものは検査を行う

第 8 条 アスファルト混合物（瀝青材料）

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
表層・中間層・基層	6 0 ～ 8 0	車道部

第 9 条 区画線

1. 区画線の品質規格及び材料使用量は、下表のとおりとする。

1) 熔融式

名称	規 格	数量（kg/km以上）				備考
		15 cm	20 cm	文字 (15cm 換算)		
ペイント	JIS K 5665 3 種-1 号	570	760	684		t=1.5mm ロ ス を 含 ま な い
ビーズ	JIS R 3301-1 号	25	33	30		
プライマ		25	33	30		

2. 区画線設置の巾及び色彩は、下表のとおりとする。

種 別	巾 (cm)	色彩	摘 要
車道外側線	15	白	
車道中央線	20	黄	
記号及び文字、その他	15	黄	

第 3 章 施 工

第 10 条 アスファルト舗装工

1. アスファルトコンクリートの種類は下記のとおりとする。

車道表層	再生密粒度（20）スラグ入り
車道中間層	再生粗粒度（20）スラグ入り
車道基層	再生粗粒度（20）スラグ入り

2. 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。
3. 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、路盤の仕上り厚が 2 層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。
5. 受注者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを 10 cm 以下となるようまき出さなければならない。
6. 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
7. 受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。受注者は、やむを得ず 5℃ 以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。
- 1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
 - 2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は 185℃ を超えてはならない。
 - 3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。

- 4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
- 5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
- 6) 混合物の転圧延長が 10m 以上にならないようにする。
- 8. 5℃以下で施工する場合は、本条第7項の規定によらなければならない。
- 9. プライムコートの使用量は 1.2l/m^2 とし、タックコートの使用量は 0.4l/m^2 とする

第 4 章 そ の 他

第 1 1 条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- (1) 図 面：CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 数量総括表：P D F データ
- (3) 特記仕様書（施工条件の明示含む）：Microsoft WORD データ

第 1 2 条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形（実測値）を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第 1 3 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種: 舗装工(修繕工) ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない